

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月12日提出

岡山県後期高齢者医療広域連合長 西岡 憲 康

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
を改正する条例

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年岡山
県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。